

● 体制の充実強化

第14条

県は、食品関連事業者に対する指導、食品等の検査、関係機関との連絡調整など必要な体制の充実強化に努めます。

● 調査・研究

第15条

県は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査・研究を行います。

● 財政上の措置

第16条

知事は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。

● 委任

第17条

この条例の施行に関し必要な事項（施策に関する提案書の様式[※]など）は、規則で定めます。

※千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例第十条第二項に規定する提案書の様式を定める規則（千葉県規則第43号）

● 施行期日

附則 第1項

この条例は、平成18年4月1日から施行します。
ただし、施策に関する提案と組織の設置は、同年7月1日から施行します。

● 検討

附則 第2項

この条例の施行後、社会経済情勢の変化などを勘案し必要に応じて、食品等の安全・安心の確保に関する施策について検討し、必要な措置を講じます。